

## COVID-19に関連した学生の発熱・風邪症状等への対応と出席停止期間について

※この方針は「学内での講義・演習等」に関するものです。看護学実習については、「神戸市看護大学 新型コロナウイルス感染症に対応した看護学実習ガイドライン」に従ってください。

1. 発熱・風邪症状がある場合、学校には登校せずに保健室または教務学生課に連絡をする。医療機関を受診した日については、公的欠席（欠席扱いとしない、出席を必要とする日数に算入しない）として取り扱う。
2. 医療機関を受診し抗原検査が陽性、または新型コロナウイルス感染症と診断された場合「**発症日を0日目として5日間を経過し、かつ症状軽快から24時間を経過するまで**」は出席停止となる。結果は、保健室に連絡し、出席停止期間は公的欠席として取り扱う。検査が陰性、または医師の診察で風邪等の診断がついた場合は、症状改善後、体調が回復した時に登校してよい。
3. 医療機関を受診せずに抗原検査キットで検査を行った結果、陽性の場合「**発症日を0日目として5日間を経過し、かつ症状軽快から24時間を経過するまで**」は出席停止となる。抗原検査の結果は、保健室に連絡し、出席停止期間は公的欠席として取り扱う。検査の結果が陰性だった場合は、症状改善後、体調が回復した時に登校してよい。
4. 発熱等の症状が軽く、受診もせず、抗原検査キットでも検査を行わない場合は、公的欠席とは認めず、通常の欠席とする。
5. 同居家族等がコロナ陽性の場合、症状がなければ登校してもよいが、同居家族等との接触後7日間は発症する可能性がある（特に5日間）ため、マスクを着用し感染予防を行う。症状があり自身の感染の有無の確認のため受診もしくは抗原検査を行った場合は、その日は公的欠席とする。  
また、「教育ボランティアなど高齢者等ハイリスク者と直接関わる活動」がある授業の時は、学生は授業担当教員に申し出て、参加の可否やどのような参加なら可能か等を確認する。

上記1, 2, 3, 5の公的欠席に該当する場合には、事務局に申請が必要です。本人からの申請がない場合、公的欠席にならないため注意してください。

※ この規定は9月25日より施行するものとする。

